

臨時種畜検査の公表

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項に規定する臨時種畜検査を、次のとおり実施します。

1 検査期日

令和8年10月30日（金）

2 検査場所

福島県福島市荒井地藏原甲18

福島県農業総合センター畜産研究所

3 家畜の種類

牛

参 考

○家畜改良増殖法

第四条

牛、馬その他政令で定める家畜の雄は、その飼養者において、センターが毎年定期に行う検査を受け、農林水産大臣から種畜証明書の交付を受けているものでなければ、種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精（家畜体外受精卵移植のために行う体外授精をいう。以下同じ。）の用に供する精液（以下「家畜人工授精用精液」という。）の採取の用に供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（省略）

二 疾病その他やむを得ない事由によつてセンターが定期に行う検査を受けることができなかった家畜の雄であつて、その飼養者において、都道府県知事が臨時に行う検査を受け、種畜証明書の交付を受けているものを当該都道府県の区域内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合

○家畜改良増殖法施行規則

第二条

センターは、定期検査及びセンターの臨時検査の期日、場所その他必要な事項を検査期日の二十日前までに公表しなければならない。

2 都道府県知事は、法第四条第一項第二号の検査（以下「地方の臨時検査」という。）の期日、場所その他必要な事項を検査期日の二十日前までに公表しなければならない。